

患者の想いに寄り添って ～特定看護師ができること～

2024年11月28日

吉野谷診療所

特定看護師

(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連)

主任看護師長

佐々木 清美



吉野谷診療所



- ◎理想のかかりつけ医を目指しています
- ◎在宅医療を重視しています
- ◎24時間体制で相談、往診、訪問診療、在宅看取りを支援しています



最期まで住み慣れた自宅や地域で過ごしていただけるように、多職種と連携し支援しています



事例紹介



本人の思い

通院もしんどくなくなった
病院へは行きたくない
最期まで自宅で過ごしたい



家族の思い

食事量が少ない
飲水もできなくなれば点滴をしてほしい
本人の思いを尊重したい



支援内容

多職種でカンファレンスを行い、必要な支援について確認

- ベッドや手すりなど福祉用具レンタル
- 通所介護（デイサービス）
- 訪問診療
- 訪問看護
- 特定行為実践（脱水の補正）



事例を振り返って・・・

- 患者の意思を尊重し特定行為（脱水の補正）を実践することで満足感が得られたようである
- 患者の希望どおり自宅で看取りすることは患者の尊厳が保たれたことを意味する
- 患者情報を共有し、どのような支援が必要なのか多職種がチームとなって考えることが重要であり、特定看護師はチーム医療のキーパーソンとして活躍できる



2019年

第51回北陸3県国保地域医療学会にて口演

「地域における特定看護師に期待される役割」

石川県医師会主催 在宅医療研修会 口演

「在宅医療のさらなる広がりを目指して」

2020年

地域住民への講演 「脱水について」

国診協機関誌「地域医療」寄稿 国保直診の仲間たち

「特定看護師として地域のために」

2022年

在宅連携医療機関オープンカンファレンス 口演

「地域に関わる特定看護師として」

YouTube配信 白山市・クスリのアオキ医療と健康チャンネル

2023年

地域住民への講演 「自分らしく療養するために」

2024年

第64回全国国保地域医療学会にて口演

「へき地診療所で活動する特定看護師に求められる役割について」



白山市・クスリのアオキ文化創生プロジェクト

医療と健康チャンネル / 看護師に聞く!

在宅療養を支援するために

～地域の特定看護師として～

白山石川医療企業団
公立つるぎ病院 吉野谷診療所

特定看護師
看護師長 **佐々木 清美** さん



白山市・クスリのアオキ

医療と健康チャンネル

今、注目
されている

「特定看護師」とは！



特定看護師ができること

- ①医療の「診る」と看護の「看る」両方の視点から対応することで、**質の高いケアを提供**できる
- ②タイムリーに介入することが**重症化を防ぎ**患者の安全・安心につながり、**医師の負担軽減**にもつながる
- ③他職種に対し適切な状況説明や指導を行うことで、**チームの連携強化を図る**ことが可能となる



今後の課題

- ①的確な臨床推論をするために、**フィジカルアセスメントする能力を高めていきたい**
- ②患者自身が意思決定できるように**在宅療養について普及啓発**していきたい。地域住民から信頼される「**かかりつけ看護師**」を目指していきたい
- ③**後進の育成**



訪問看護 de 特定行為

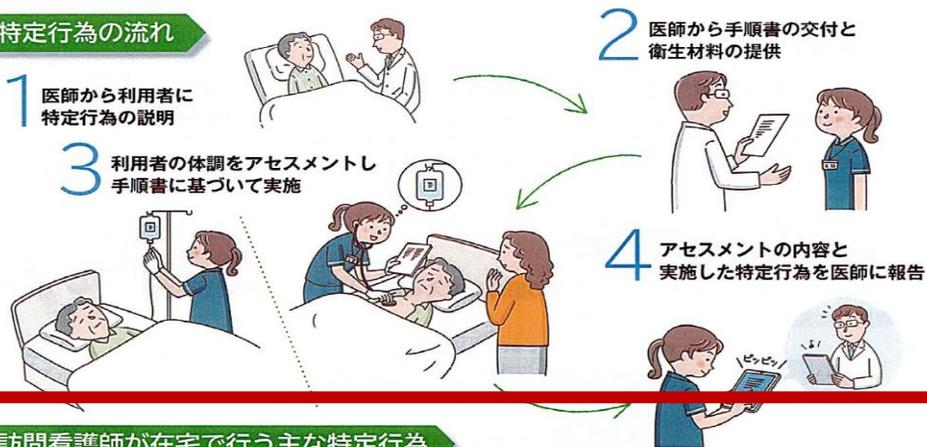
～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」導入編

この制度は、高齢者人口がピークとなり生産年齢人口も減少し続ける 2040 年を見据え、在宅医療等を支える看護師を養成するものです。

医師があらかじめ作成した「手順書」に基づき、看護師が「特定行為（診療の補助）」を行います。在宅でも訪問看護師にその役割が求められています。

特定行為の流れ



訪問看護師が在宅で行う主な特定行為

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連



脱水症状に対する輸液による補正

褥瘡管理関連



褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去

呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連



気管カニューレの交換

ろう孔管理関連



胃ろうもしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換

診療報酬

- ・ 専門管理加算…2,500 円（1 回 / 月）
- ・ 専門性の高い看護師との同行訪問…特定行為研修修了者（創傷処置関係）が追加
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費…特定行為研修修了者を含む、専門研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい要件として追加

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例



▶ 事業所へのメリット

- **質の高い医療の提供**
○ 実地研修による高度な技術を修得した訪問看護師が安全に「特定行為（診療の補助）」を行える
- **看護水準の向上**
○ 臨床推論に基づいたアセスメントや判断力により、事業所全体の看護の力が向上する
- **医師との円滑な連携**
○ 医学的見地を踏まえた報告により、医師とのコミュニケーションが円滑になる

特定行為研修のイメージ

以下のような研修の受講により、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけます。

例 創傷管理関連を受講する場合

共通科目	区分別科目	
	<特定行為区分>	<実習施設>
以下のいずれか ■ 全て通学 ■ eラーニング + 一部通学	例 創傷管理関連 ● 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ● 創傷に対する陰圧閉鎖療法	協力施設の訪問看護ステーション（勤務先） 協力施設の病院など（勤務先外）

- ・ 在宅で行う主な特定行為研修の受講には、研修機関や区分別科目にもよりますが、概ね1年～1年半かかります。
- ・ eラーニングが活用できるため、就労しながらの受講が可能です。

Q この研修を受けていなければ、現在行っている医行為（診療の補助）は行えなくなりますか？

A 本制度は、従来の「診療の補助」の範囲を変更するものではありません。これまで通り、看護師は医師の指示で特定行為に相当する診療の補助を行うことができます。

詳しくはポータルサイトをご覧ください ▶▶ 訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト <https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



訪問看護師が在宅で行う主な特定行為

栄養及び水分管理に係る
薬剤投与関連



脱水症状に対する
輸液による補正

褥瘡管理関連



褥瘡または
慢性創傷の治療における
血流のない壊死組織の除去

呼吸器(長期呼吸療法に
係るもの)関連



気管カニューレの交換

ろう孔管理関連



胃ろうもしくは
腸ろうカテーテル
又は胃ろうボタンの交換

診療報酬

- ・ 専門管理加算…2,500円(1回/月)
- ・ 専門性の高い看護師との同行訪問…特定行為研修修了者(創傷処置関係)が追加
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費…特定行為研修修了者を含む、専門研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい要件として追加

医師向け

訪問看護 de 特定行為

～暮らしを楽しむ、生きるを楽しむ、尊厳を守るために～

「特定行為に係る看護師の研修制度」紹介編

訪問看護師が特定行為研修を受講することで、医師があらかじめ作成した手順書に基づき、在宅療養に不可欠な医療行為を診療の補助として担えるようになります。

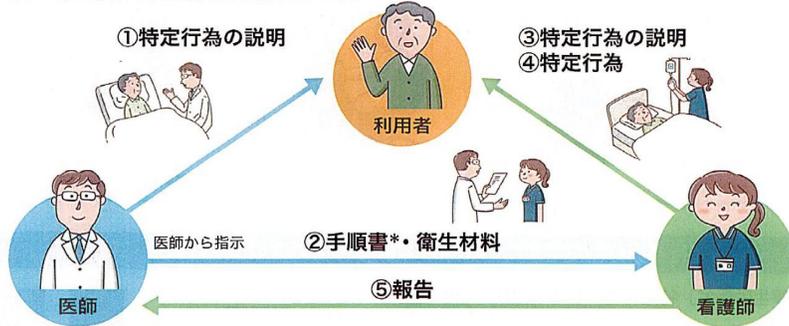
医師のみなさまの負担を軽減し、働き方改革を実現するための方策として期待されています。

訪問看護師が在宅で行う主な特定行為



特定行為の流れ

以下の様な手順で特定行為が実施されます。



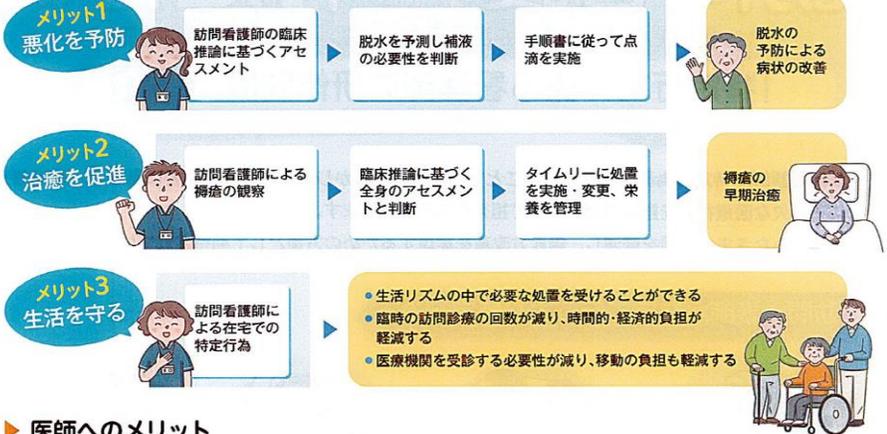
*手順書とは、医師が看護師に診療の補助（特定行為）を行わせるために、その指示として作成される文書であり、「看護師に診療の補助を行わせる場合の病状の範囲」、「診療の補助の内容」等が記載されているもの。なお、手順書は医師があらかじめ作成するものであるが、必要に応じて看護師と連携して作成することもある。

診療報酬

- 在宅療養指導管理料…算定できません
- 訪問看護指示料…300点
- 手順書加算…6月に1回限り、150点
- 衛生材料等提供加算…80点

訪問看護師による特定行為のメリット

▶ 利用者へのメリットと具体例



▶ 医師へのメリット

スムーズな治療判断

訪問看護師の臨床推論に基づくアセスメント、医学的見地を踏まえた報告、タイムリーな情報提供により、治療判断がスムーズになる。



医師の業務量の軽減

- 気管カニューレや各種カテーテル等の定期交換を訪問看護師に任せることが可能となり、他の業務に専念できる。
- 病状の変化、カテーテル等のトラブルなどに対し手順書の範囲で訪問看護師が対応可能となり、医師が早急な対応を迫られる頻度が減る。



例えば医師が外来診療中、訪問看護師が在宅で対応可能

特定行為研修制度等についてのより詳しい情報は以下をご参照ください

[厚生労働省] 特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

[日本医師会] 看護師の特定行為に係る手順書例集（厚生労働省ホームページ）

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/009642.html



厚生労働省 日本医師会

詳しくはポータルサイトをご覧ください

訪問看護ステーション管理者向けポータルサイト
<https://www.zenhokan.or.jp/tokutei/>



診療報酬

- ・在宅療養指導管理料…算定できます
- ・訪問看護指示料………300点
- ・手順書加算………6月に1回限り、150点
- ・衛生材料等提供加算…80点

在宅療養指導管理料は、病状が安定している入院中以外の患者に対して、注射や在宅酸素療法など特定の医療行為を継続的に実施した場合、月1回算定する診療報酬です。患者や、患者の看護に当たる者に対し、療養上必要な指導をした上で医学管理を十分に行い、必要かつ十分な量の衛生材料、保険医療材料を支給した場合に算定できます。

在宅酸素療法指導管理料

在宅中心静脈栄養法指導管理料

在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

在宅寝たきり患者処置指導管理料

在宅気管切開患者指導管理料

他

